

葛飾区公衆浴場法施行細則新旧対照表（抜粋）

現 行	改正後
○葛飾区公衆浴場法施行細則 昭和55年5月31日 規則第32号	○葛飾区公衆浴場法施行細則 昭和55年5月31日 規則第32号
	（浴槽の衛生措置）
	第8条の2 条例第3条第1項第8号ただし書に規定する葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
	（1）白湯のみを使用していること。
	（2）浴槽内に気泡等を発生させる装置がないこと。
	（3）ろ過器を使用して、浴槽水を循環させていること。
	（4）浴槽が屋外に設置されていないこと。
	（5）維持管理が良好で、公衆衛生上支障がないと認められること。
（貯湯槽を使用するときの措置）	（貯湯槽を使用するときの措置）
第9条 条例第3条第1項第9号アの規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、1年に1回以上行うものとする。	第9条 条例第3条第1項第9号アの規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、1年に1回以上行うものとする。
2 条例第3条第1項第9号イの 葛飾区規則（以下「規則」という。） で定める温度は、摂氏60度とする。	2 条例第3条第1項第9号イの 規則 で定める温度は、摂氏60度とする。
（平24規則9・全改）	（平24規則9・全改）
（ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置）	（ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置）
第9条の2 条例第3条第1項第10号アの規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。	第9条の2 条例第3条第1項第10号アの規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。
2 条例第3条第1項第10号イの規定による配管の内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。	2 条例第3条第1項第10号イの規定による配管の内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。
3 条例第3条第1項第10号ウの規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。	3 条例第3条第1項第10号ウの規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。
	4 条例第3条第1項第10号エただし書の規定による浴槽水の消毒は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。
	（1）塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用することにより行うこと。
	（2）モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が1リットルにつき3ミリグラム以上になるように保つこと。
4 条例第3条第1項第10号オの規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。	5 条例第3条第1項第10号オの規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。
（平24規則9・追加）	（平24規則9・追加）
	（調節槽を使用するときの措置）
	第9条の3 条例第3条第1項第11号の規定による調節槽内部の清掃は1年に1回以上行い、消毒は1週間に1回以上行うものとする。
	付 則
	この規則は、令和4年4月1日から施行する。